

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、八頭町財務規則（平成17年3月31日規則第52号。以下「財務規則」という。）及び本件調達公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 アーバンスポーツ用樹脂製スロープ（パンプトラック他）
- (2) 数量 一式
- (3) 規格等 入札説明書による
- (4) 納入期限 令和7年10月15日（水）
- (5) 納入場所 鳥取県八頭郡八頭町姫路
- (6) 入札方法 本件入札は、紙入札とする。

なお、落札決定にあつたては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度～令和8年度八頭町一般競争入札参加資格者名簿（物品・役務等）において、主たる業種が「物品の販売」に登録されている者であること。
- (3) 八頭町長から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）が含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

3 契約担当課

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493

八頭町役場 産業観光課

（電話）0858-76-0208 （電子メール）sangyou-kankou@town.yazu.tottori.jp

4 入札手続き等

- (1) 入札の手続き及び調達物品の仕様に関する問合せ先

上記3に同じ。

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年6月12日（木）から同年6月26日（木）までの間にインターネットの八頭町役場ホームページ（<http://www.town.yazu.tottori.jp/>）から入手できる。ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月12日（木）から同年6月26日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

ア 郵便等による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記する。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記する。）により、（1）の場所に送付する。

イ 受理した入札書の扱い

八頭町役場産業観光課に到達した日時を記録し、開札時まで密封したまま保管する。

ウ 開札時の立会い

政令第167条の8の規定に基づき、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に係るの無い八頭町役場産業観光課職員を立ち会わせる。

エ 開札に立ち会わない入札者がいた場合の取扱い

開札に立ち会わない入札者に対し、書面により入札結果を通知する。なお、開札に立ち会わない入札者が落札した場合は、落札者の決定後に、速やかにその旨を電話等により連絡する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和7年7月1日（火）午前9時00分即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領は、6月30日（月）午後5時までとする。）

イ 場 所

（1）に同じ。

(5) 入札及び開札に関する注意事項

6から8までを参照。

5 入札等に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件調達に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより上記3の場所に令和7年6月19日（木）午後3時までに提出することとし、訪問、電話又はファクシミリによる質問は、原則として、受け付けない。電子メールの件名は「姫路公園アーバンスポーツ用樹脂製スロープの調達及び納品の公募に係る質問」とする。当該件名で送信されていないものについては回答しない。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和7年6月20日（金）までにインターネットの八頭町役場ホームページ（<http://www.town.yazu.tottori.jp/>）によりまとめて閲覧に供する。

(3) 参考物品の同等品として取り扱うことの可否に係る質問

ア 納入しようとする物品について、仕様書で示す参考物品と同等品として取り扱うことの可否に係る質問についても、（1）と同様に取り扱う。

イ 当該質問に対する回答は、（2）にかかわらず、速やかに、当該質問者に対して電子メールにより回答する。

ウ 当該質問及び回答についても、（2）と同様、まとめて閲覧に供する。

6 入札条件等

(1) 入札書に記載する金額等

ア 本件入札は紙入札とし、入札書は所定の様式（参考様式第3号）を使用する。

イ 入札金額は、算用数字で記載する。

ウ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とする。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載する。

エ 契約申込金額は、調達物品の納品を含めた総額とする。

(2) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、当該封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出する。なお、第2回以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合の条件

ア 入札を行うまでに委任状（参考様式第5号）を4の（6）イの場所に提出しなければならない。

ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

イ 入札書に代理人の住所及び氏名を記載しなければならない。

(4) 一般的事項

ア 入札書及び委任状の宛名は「八頭町長 吉田 英人」とする。

イ 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ウ 入札者は、政令、財務規則、本件調達公告、この入札説明書及び仕様書を熟知の上、入札する。

エ 入札後、本件調達公告、この入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 再度入札

ア 再度入札は2回とする（初度入札を含めて3回とする）。

イ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。

7 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件調達公告で示す入札参加資格の無い者のした入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状を3の場所に提出していない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

(7) 記名の無い入札書による入札

(8) 入札書を鉛筆で記載した入札

(9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤読し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札

(10) 入札金額に抹消、訂正又は挿入をした入札書により行った入札

(11) 入札金額を算用数字で記載していない入札

(12) ゼロ円での入札

(13) 政令、財務規則、本件調達公告、この入札説明書又は仕様書に違反した入札

8 落札者の決定方法

本件調達公告で示す調達物品の納品を履行できると判断した入札者であって、財務規則第117条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者（八頭町役場産業観光課職員）にくじを引かせる。

9 落札者の提出書類

落札者が免税事業者である場合は消費税等に係る免税事業者届出書を速やかに提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第91条第1項に規定する担保をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規則第90条の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する落札者は、「契約保証金免除申請書（参考様式第6号）」を速やかに提出しなければならない。

11 契約書作成の要否

要

12 手続における交渉の有無

無

13 契約関係留意事項

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (2) 本件入札に参加する資格の確認に係る事項又は事前提出書類の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (3) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部等に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 委託及び譲渡の禁止

受注者は、契約によって生ずる債務の履行を第三者に委託し、又は契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。